

愛媛県庁本庁舎広告付き玄関マット設置事業契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、愛媛県本庁舎（以下「本庁舎」という。）における広告付き玄関マット設置事業の取扱いに関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務）

第2条 乙は、本庁舎における広告付き玄関マット設置を希望する広告主を募集し、実施するものとし、甲は、これを承諾するものとする。

- 2 乙は、この契約書のほか、愛媛県広告事業実施要綱、関係要領及び広告付き玄関マット設置仕様書（以下「要綱等」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の指示に従い、正確かつ迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（広告取扱期間）

第3条 乙の広告取扱期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（広告料）

第4条 乙は広告付き玄関マットを設置した日から撤去した日までの期間に応じた広告料を甲に支払うものとする。その広告料は、次のとおりとする。ただし、設置期間が1年に満たない場合は、日割り計算により算出した金額とする。その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

広 告 料	円/年
-------	-----

（上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。）

- 2 乙は、前項の広告料を、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

（違約金）

第6条 甲は、乙が納入期限までに広告料を納入しなかったときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、当該広告料に対し年3パーセントの割合で計算した金額を、違約金として乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金が100円未満であるときは、この限りでない。

（広告主の選定）

第7条 乙は、広告掲載を希望する者から広告主を選定するとともに、掲載の可否について、財産活用推進課長と協議しなければならない。

- 2 乙は、前項の協議において、財産活用推進課長の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定に基づき乙が業務の一部を第三者に委任するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(物品の準備等)

第11条 広告に必要な物品等は、乙の責任及び負担において準備するものとする。

2 乙は、実施しようとする広告の内容及び広告主等を、事前に甲に提出するものとし、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けた後でなければ、広告を実施してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告に内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の実施及び撤去)

第12条 広告の実施及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容の変更等)

第13条 乙は、実施中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「実施」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(事情変更による契約の変更)

第14条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるといったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により広告料、その他の契約内容を変更することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約、要綱等に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (3) 契約を履行することが困難であるとき

- (4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (12) 第 17 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

- 第 16 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- 2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 17 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、広告が終了したときは、広告を実施した箇所を原状に回復しなければならない。

2 広告の実施期間中に、甲の責めにより、当該広告に破損が生じた場合には、甲が当該広告の原状回復をしなければならない。

(報告義務)

第 19 条 乙は、業務の実施に関し、契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、広告の実施及び撤去の際、本店舗を破損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により復旧するものとする。

(広告料の返還)

第 20 条 徴収した広告料は返還しないものとする。ただし、返還することが適当であると甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を附さないものとする。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第 22 条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(甲の責任)

第 23 条 甲は、広告内容等実施された広告に関する一切の責任を負わないものとする。

(契約の費用等)

第 24 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 25 条 この契約を締結した後、広告の実施開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 26 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を以て管轄裁判所とする。

(その他)

第27条 この契約に定めるほか、業務の実施に関して必要な事項は甲が定める。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

乙